

令和5年 第1回定例会

筑西広域市町村圏事務組合議会会議録

令和5年2月9日

筑西広域市町村圏事務組合

令和5年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会会議録目次

第 1 日 (2月9日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者	2
職務のため出席した者	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
諸般の報告	3
管理者提出議案の報告	3
議会運営委員会委員長の報告	4
会期の決定	4
管理者の招集挨拶	5
一般質問	7
1. 石嶋 巖君	7
報告第1号の上程、説明、質疑、採決	10
議案第1号の上程、説明、質疑、採決	11
議案第2号～議案第4号の上程、説明、質疑、採決	13
議案第5号の上程、説明、質疑、採決	15
閉会中の継続審査の申し出について	21
閉 会	21

令和5年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会議事日程

令和5年2月9日（木）午後1時開会

筑西市議会議事堂

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 報告第 1 号 処分事件報告について
- 日程第 4 議案第 1 号 令和4年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 5 議案第 2 号 筑西広域市町村圏事務組合職員の定年等に関する条例の一部改正について
議案第 3 号 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第 4 号 筑西広域市町村圏事務組合職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に
関する条例の制定について
（3案一括上程）
- 日程第 6 議案第 5 号 令和5年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算
- 日程第 7 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員（18名）

1番	仁平	実君	2番	風野	和視君
3番	石嶋	巖君	4番	小倉	ひと美君
5番	津田	修君	6番	稲川	新二君
7番	大里	克友君	8番	佐藤	仁君
10番	潮田	新正君	11番	林	悦子君
12番	榎戸	甲子夫君	13番	仁平	正巳君
15番	堀江	健一君	16番	箱守	茂樹君
17番	赤城	正徳君	18番	安藤	泰正君
19番	立川	博敏君	20番	大木	作次君

欠席議員（2名）

9番	小高	友徳君	14番	尾木	恵子君
----	----	-----	-----	----	-----

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者

管理者	須藤	茂君	副管理者	小林	栄君
副管理者	大塚	秀喜君	常任幹事	鶴見	俊之君
常任幹事	熊坂	仁志君	常任幹事	田口	瑞男君
会計管理者	板谷	典子君	事務局長	早瀬	道生君
事務局 総務課長	豊口	勝昭君	事務局 企画財政課長 兼県西総合理 公園事務所長	広瀬	浩孝君
筑西遊湯館長	杉山	修君	環境センター 所長	岡崎	瑞穂君
環境センター 基幹改良等 推進室長	田上	研君	消防本部長	内田	昭彦君
消防本部長 消防次長	市村	正明君	筑西市 市長公室 秘書課長	新井	隆一君

職務のため出席した者

事務局次長兼 きぬ聖苑場長	須藤	正明君	事務局総務課 総務グループ 係長	田口	俊幸君
事務局総務課 総務グループ 係長	築田	貴司君			

◎開会の宣告

○議長（津田 修君） それでは、これより令和5年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。

（午後 1時00分）

◎開議の宣告

○議長（津田 修君） ただいまの出席議員は16名であります。よって、会議は成立いたしております。

なお、欠席通知のあった者は、9番、小高友徳君、14番、尾木恵子君の2名であります。これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（津田 修君） 初めに、会議規則第73条の規定により、会議録署名議員に3番、石嶋 巖君、18番、安藤泰正君を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（津田 修君） 次に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び事務局職員の出席者は、お手元に配付した文書のとおりであります。

◎管理者提出議案の報告

○議長（津田 修君） 次に、本定例会に提出する議案につきましては、さきに管理者より送付されております。

〔管理者配付文書〕

筑広組発第186号

令和5年2月9日

組合議会議長 津田 修 様

筑西広域市町村圏事務組合管理者 須 藤 茂

令和5年第1回組合議会定例会提出議案等の送付について

令和5年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会に、別記議案等を提出するため、別添のとおり送付いたします。

別 記

管理者提出議案等目録

（令和5年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会）

報告第1号 処分事件報告について（和解に関することについて）
議案第1号 令和4年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第4号）
議案第2号 筑西広域市町村圏事務組合職員の定年等に関する条例の一部改正について
議案第3号 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第4号 筑西広域市町村圏事務組合職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第5号 令和5年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（津田 修君） 次に、本定例会の会期及び日程につきましては、去る2月6日に行われました議会運営委員会で審議されたもので、直ちに委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、堀江健一君、お願いします。

〔議会運営委員会委員長 堀江健一君登壇〕

○議会運営委員会委員長（堀江健一君） 令和5年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会につきまして、去る2月6日、議長出席の下、議会運営委員会を開催いたしました結果についてご報告申し上げます。

まず、議事日程における日程第1は、会期の決定についてであります。本日1日と決定いたしております。

日程第2は、一般質問であります。

日程第3は、報告第1号 処分事件報告についてであります。

日程第4は、議案第1号 令和4年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第4号）であります。

日程第5は、議案第2号 筑西広域市町村圏事務組合職員の定年等に関する条例の一部改正についてから議案第4号 筑西広域市町村圏事務組合職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてまでの3案を一括上程するものであります。

日程第6は、議案第5号 令和5年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算であります。

日程第7は、閉会中の継続審査の申し出についてであります。

なお、今定例会において、マスクは原則着用ですが、発言の際は外すことで決定をしております。

以上のとおりでありますので、議事の進行につきましては、皆様方の特段のご協力をお願い申し上げます。報告に代えさせていただきます。以上であります。

○議長（津田 修君） 以上で報告を終わります。

◎会期の決定

○議長（津田 修君） これより議事日程に入ります。

日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（津田 修君） ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

◎管理者の招集挨拶

○議長（津田 修君） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。
須藤管理者。

〔管理者 須藤 茂君登壇〕

○管理者（須藤 茂君） 令和5年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会の開会にあたりまして、ひと言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様におかれましては、ご多用のところ本定例会にご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

はじめに、新型コロナ対策について申し上げます。

現在ところ、県内の感染状況につきましては、減少傾向にあると見られるものの当組合におきましては、引き続き、感染防止対策を適切に実施し、圏域住民の皆さまの安心・安全のため、全力で取り組んでまいり所存でありますので、議員の皆さまにおかれましては、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、組合の事務事業について、ご報告申し上げます。

まず、筑西遊湯館の利用状況でございますが、令和4年12月の末現在の利用者総数は11万4,596名であり、前年度と比較しますと2万7,636名、約32パーセント増加いたしました。1日当たり利用者数も同様に、1割近く増えております。

今後、新型コロナに関する国の方針変更に伴い、さらなる利用増が見込まれることから、感染防止対策の継続に加え、圏域住民の皆さまにより良い憩いの場を提供できるよう、施設の維持管理に努めてまいります。

次に、県西総合公園につきましては、令和4年12月末現在の来園者総数は、23万7,115人で、前年度より約6.8パーセントの増加となっており、コロナによる制限を緩和したことが要因と思われま

す。今後も、来園者の皆さまに安心してご利用いただけるよう、計画的な施設修繕及び管理運営を行ってまいります。

次に、環境センターでございます。

昨年から続く原油・資材価格の高騰などにより、運転管理及び維持補修工事等への影響が懸念されておりましたが、幸いにも各業務は順調に進捗しており、ごみの受入れがピークとなる年末年始の繁

忙期も乗り切ることができました。

また、令和7年度までの5か年計画で進められております基幹的設備改良工事も順調であり、昨年12月末現在、全工程に対する進捗率が38パーセントに達しております。

今後も、施設の延命化を図りつつ、突発的な故障などにも適切に対処しながら、圏域住民の皆さまの生活環境の維持に努めてまいります。

次に、きぬ聖苑でございますが、ここ数年、年間を通じて火葬件数が増加傾向にあることに加え、従来から冬季には火葬件数が増えるため、11月から3月までの5か月間は受入れ枠を1件増やし、1日当たり15件の受入体制を確保しております。

今後も、故人に対する尊厳を重んじ、ご遺族の心情にも十分に配慮しながら施設を運営してまいります。

次に、消防関係でございます。

はじめに、火災・救急等の出場状況につきましては、昨年12月末現在管内の火災件数は52件、前年度と比較して11件の増であり、そのうち建物火災は25件と、こちらも5件の増となっております。

また、救急出場件数は7,269件で、前年より878件増加しております。

次に、消防車両購入事業では、筑西消防署配備の水槽付き消防ポンプ自動車と筑西消防署関城分署配備の救急自動車を更新し、昨年12月から運用を開始いたしました。

これらは、国の緊急消防援助隊に新規登録され、多様化・高度化する広域圏内の災害に対する警防体制強化に加え、激甚化、頻発化する大規模災害派遣などに幅広く対応することとしております。

また、山間地域やトンネル内における災害活動時の通信障害を解消するために、今年度から本格運用を開始したIP携帯無線機及び携帯無線機通信接続装置につきましては、これらの運用によって隊員間の円滑な情報共有が図られており、現場での隊員負傷事故ゼロ達成の継続に大きく貢献しております。

そして、桜川消防署庁舎建設事業につきましては、令和4年第2回定例会において、工事請負契約の締結についてご賛同を賜り、去る12月28日に起工式を無事執り行うことができました。現在は、令和6年夏の竣工を目指し、本体工事が開始されております。

今後も、工事が円滑に進捗するよう関係機関との連携を図りながら、取り組んでまいります。

最後に、今定例会の提出案件について申し上げます。

処分事件報告が1件、補正予算議案が1件、条例議案が3件、令和5年度予算議案が1件でございます。

議案等の内容及び提案理由など、詳細につきましては、各担当から説明いたしますので、十分ご審議をいただき、ご賛成賜りますようお願いを申し上げます。

なお、最後に皆様方に、もう一つ、私のほうから議員の皆様へ報告をいたします。

3年前、筑西広域事務所において、職員が不足しているということで、筑西市から1名職員を派遣

しましたが、結城市さんのほうから、「広域の金で職員を雇うのはどうか。それに、筑西市だけの意見が通ってしまう。やめてもらいたい」旨の申入れがあり、要は、3市で構成する広域においては、不平等であるとの申出がありました。

なるほど、それは一理ある。結城市さんの職員さんの言っていることも一理あると考え、不平等というならば、各市から1名ずつ派遣し、チェック体制をつくるのが大切だと思い、2人の副管理者に職員派遣をお願いをいたしました。

しかしながら、突然のことですので、3年前は実現しません。そして、2年目の昨年に、またお願いをいたしましたが、断られました。

そして、3年目の今年、2人の副管理者に「現職ではない、いわゆる中堅どころ、それから若い、そういう職員ではなくて、行政経験豊かな再任用者の方をお願いしたい」旨のお願いをいたしました。

桜川市さんのほうからは、平等性を考慮し、しっかり考えていただく旨の回答をいただいておりますが、結城市さんのほうからは、企画部長さんから、「そんな話は初めて聞いた。出せない」との回答がございました。

私は、3年前から副管理者をお願いしているのであって、その話は結城市さんの中の話であって、調整していただきたいと思っております。

この広域ですが、昭和45年から現在まで、53年間やっております。今までに、このようなことはなかったわけでありまして、ぜひとも3市が協力してやるということをご理解願って、再任用の行政経験豊かな方ということをお願いしておりますので、ひとつ議員さんの皆さんにおかれましては、副管理者の方と調整をしていただくようお願いを申し上げまして、報告といたします。

以上でございます。

○議長（津田 修君） ありがとうございます。

◎一般質問

○議長（津田 修君） 次に、日程第2、一般質問であります。

この際、申し上げます。議事の都合により、一般質問についての議員の発言は、答弁を含め45分以内、質問回数は、一問一答方式を選択した場合は無制限、総括方式を選択した場合は3回以内といたします。

質問は、初めに登壇して行い、答弁の間及び再質問は質問席にてお願いいたします。

また、議案質疑については総括方式のみとし、発言は3回まで、答弁を含め30分以内といたします。

それでは、通告に従い発言を許します。

3番、石嶋 巖君。

〔3番 石嶋 巖君登壇〕

○3番（石嶋 巖君） 3番、石嶋 巖、一般質問を行います。

初めに、昨日ですが、市長と語ろう筑西市市政懇談会、筑西市自治会連合会の懇談会がありました。その中で、多々ご意見が出されたのですが、この広域に関する意見がありましたので、ご紹介いたします。

自治会で環境センターを見学されたそうです。そうしましたら、環境センターの隅々まで案内して説明いただいて、本当に環境問題は大事だと、見学して実感したとお話ししておりました。その後、自治会に戻り、ごみの減量化の取組を始めたそうであります。ペットボトル、それと雑紙、今までは燃えるごみで出していたのを雑紙として再利用する。それにとどまらず、子供たちにも、こうしたリサイクルの教育を図っているそうです。そういう意味で、ごみの減量化、この問題は、引き続き取り上げていく問題だと私は強く思いました。

質問に入ります。コロナ禍での救急出動状況について、一つは、コロナ前と現在までの救急件数であります。先ほど管理者の挨拶にもありましたが、878件も増加しているという報告でありましたが、実際の3市別での令和元年から令和4年までの件数についてお伺いいたします。

○議長（津田 修君） 17番、赤城正徳君出席いたしました。

石嶋 巖君の質問に答弁を願います。

内田消防長、お願いします。

○消防本部消防長（内田昭彦君） 石嶋議員の質問に答弁させていただきます。

コロナ前と現在での救急件数についてというところですが、この件数は年度統計ではなく、年統計になりますので、事前にお話しさせていただきます。

令和元年の救急件数ですが、筑西市が5,018件、結城市が1,958件、桜川市が1,912件、総件数は8,888件でございました。コロナが確認されました令和2年には、総数が8,049件と839件の減少が見られましたけれども、令和3年からは再び増加傾向となっております。

令和4年の救急件数は、筑西市が5,527件、結城市が2,191件、桜川市が1,802件、合計9,520件となっております。これは筑西広域消防過去最多件数となっております。単純に令和元年からは632件の増加、そして減少が見られた令和2年からは1,471件の増加となっております。この減少、増加の波は、新型コロナウイルス感染症の拡大が大きな原因の一つであるのではないかと推測はしているところでございます。

以上でございます。

○議長（津田 修君） 3番、石嶋 巖君。

○3番（石嶋 巖君） 救急搬送が増えたということで、本当にご苦労があるというふうに認識いたしました。さらには、救急車の消毒とか防護服ということで、本当に隊員の皆さんにはご苦労があると思います。

次に伺うのは、コロナ陽性者の搬送件数についてお伺いいたします。

○議長（津田 修君） 内田消防長、お願いします。

○消防本部消防長（内田昭彦君） お答えいたします。

コロナ陽性者の搬送件数についてですけれども、これは令和2年の4月からの統計となっております。これは、保健所からのコロナ陽性者の移送の依頼及び救急出場により感染が確認された件数となっております。令和2年の4月から12月が99件、令和3年が114件、令和4年が443件となっている状況でございます。

以上です。

○議長（津田 修君） 3番、石嶋 巖君。

○3番（石嶋 巖君） やはりコロナも変異株で増えるというのが、今の答弁の中の数字で、改めてこのコロナの脅威といいますか、そういうのを実感いたしました。

そうした中で、コロナ搬送について、救急出動時におけるコロナの判断基準についてお伺いいたします。

○議長（津田 修君） 内田消防長、お願いします。

○消防本部消防長（内田昭彦君） お答えいたします。

救急搬送時におけるコロナの判断基準、これにつきましては、傷病者に接触した際、コロナと強く疑った活動ができるように、新型コロナウイルス感染症に関わる聴取項目というものを作成しております。この聴取項目につきましては、茨城県救急業務高度化推進協議会、それと筑西広域メディカルコントロール協議会の医師に監修していただきまして、コロナ感染の状況に応じまして、これまで3回ほど改正をさせていただいております。

現在の内容でございますけれども、発熱、倦怠感、呼吸困難感、咽頭痛、喉の痛みです。などのコロナ感染時の代表的な症状や、同居家族に陽性者またはいわゆる濃厚接触者に当たる者がいるかどうかという情報を聴取し、判断基準としている状況でございます。

以上です。

○議長（津田 修君） 3番、石嶋 巖君。

○3番（石嶋 巖君） そうした判断基準を持って、これは通告にはありませんが、そうした救急搬送に従事している隊員の方で感染されたという事例はあるのかどうか伺います。

○議長（津田 修君） 内田消防長。

○消防本部消防長（内田昭彦君） お答えいたします。

現在のところ、救急出動中、また救急活動中に感染が判明した例は一件もございません。職員の感染はありますけれども、現在はあくまでも家庭内からの感染が多くなっている状況でございます。

以上です。

○議長（津田 修君） 3番、石嶋 巖君。

○3番（石嶋 巖君） 次に、年齢別救急搬送人員についてお伺いいたします。

細かくは、令和4年中における60歳未満、60歳以上70歳未満、70歳以上80歳未満、80歳以上につい

てお伺いいたします。

○議長（津田 修君） 内田消防長。

○消防本部消防長（内田昭彦君） お答えいたします。

救急搬送全体の数字ということになりますけれども、令和4年中の年齢別の搬送人員について報告させていただきます。60歳未満が2,645人、60歳以上70歳未満が1,005人、70歳以上80歳未満が1,693人、80歳以上が2,958人でございます。救急搬送人員合計が8,301人になりますので、この中で60歳以上が占める割合はおよそ68%、80歳以上が占める割合は約35%となっている状況でございます。

以上です。

○議長（津田 修君） 3番、石嶋 巖君。

○3番（石嶋 巖君） 分かりました。以上で一般質問を終了いたします。

○議長（津田 修君） 以上で一般質問を終わります。

◎報告第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（津田 修君） 次に、日程第3、報告第1号 処分事件報告についてを上程いたします。

直ちに説明を求めます。

内田消防長、お願いします。

〔消防本部消防長 内田昭彦君登壇〕

○消防本部消防長（内田昭彦君） 消防本部消防長、内田でございます。報告第1号 処分事件報告について説明させていただきます。

記といたしまして、和解に関することについて（令和4年12月27日処分）でございます。

2ページをお開き下さい。専決処分書の写しでございます。1、相手方、茨城県東茨城郡茨城町奥谷1976番地、株式会社和幸工業。2、和解の方法、本組合及び相手方の損害額を各自それぞれが負担する。示談書による和解の成立後、本件に関し、今後、相手若しくはその関係者に対し、一切の請求や抗議申立てを行わないことを相互に確認した。3、和解の理由、事故の状況等を勘案した結果、損害額を各自それぞれが負担することが妥当であると判断したため。

続きまして、お隣3ページ、別記をご覧ください。事故の種類は、車両の接触事故でございます。事故の概要でございますが、令和4年10月27日午前8時10分頃、当組合職員3名が公用車を使用して研修先に向かう途上、茨城町小鶴地内の県道において、前方から来た相手方車両とすれ違いざまにミラー同士が接触し、双方とも損傷した事故でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（津田 修君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（津田 修君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（津田 修君） ご異議なしと認め、採決をいたします。

報告第1号 処分事件報告について、報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（津田 修君） 起立全員。よって、本件は報告のとおり承認されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（津田 修君） 次に、日程第4、議案第1号 令和4年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第4号）を上程いたします。

直ちに説明を求めます。

早瀬事務局長。

〔事務局長 早瀬道生君登壇〕

○事務局長（早瀬道生君） 事務局長の早瀬です。では、議案第1号の説明をさせていただきます。

議案第1号 令和4年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第4号）。

令和4年度筑西広域市町村圏事務組合の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和5年2月9日提出でございます。

この補正予算は、事前に契約等の事務処理を行う必要がある債務負担行為29本の設定をお願いするものとなります。

2ページ、3ページをお願いします。第1表 債務負担行為の追加となります。

番号1、職員給与計算システム使用料。期間は令和5年度、限度額は312万6,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内となっています。

番号2、財務会計システム使用料。期間は令和5年度、限度額は130万5,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内となっています。

これらについては事務局の案件となります。

番号3、施設運營業務委託。期間は令和5年度、限度額は6,120万5,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内となっています。

番号4、サウナマット等借上。期間は令和5年度、限度額は178万8,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内となっています。

これらは、筑西遊湯館の案件となります。

番号5、ボイラ定期点検整備業務委託。期間は令和5年度、限度額は2億858万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内となっています。

番号6、余熱利用設備点検整備業務委託。期間は令和5年度、限度額は3,468万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内となっています。

番号7、通風設備点検整備業務委託。期間は令和5年度、限度額は1,799万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内となっています。

〔何事か言う人あり〕

○事務局長（早瀬道生君） よろしいでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

○事務局長（早瀬道生君） では、概略だけとなりますが、まず……

〔何事か言う人あり〕

○事務局長（早瀬道生君） 番号5から10までについて、6本がごみ処理施設の点検整備に関する案件となっております。

続きまして、番号16、17、18、19、これらも環境センターの案件。先ほど申し上げましたのは環境センターの運転管理、そして全体としましては、番号5から19までが環境センターの案件となります。

そして、番号20、21、22、これがごみ処理施設の基幹的設備改良事業の案件となっております。

続きまして、番号23、24、25、これらについては、きぬ聖苑の運営に関するものとなっております。

そして、番号26から29、これらの4件については、消防本部の案件となっております。

はなはだ簡単ではございますが、これで議案第1号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（津田 修君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（津田 修君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（津田 修君） ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号 令和4年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（津田 修君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号～議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（津田 修君） 次に、日程第5、議案第2号 筑西広域市町村圏事務組合職員の定年等に関する条例の一部改正についてから議案第4号 筑西広域市町村圏事務組合職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてまで、以上3案を一括上程いたします。

直ちに説明を求めます。

早瀬事務局長、お願いします。

〔事務局長 早瀬道生君登壇〕

○事務局長（早瀬道生君） 議案第2号 筑西広域市町村圏事務組合職員の定年等に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

2、3ページをお開き下さい。今回の改正は、国家公務員の定年の引上げに伴い、地方公務員の定年についても、国に準じ、同様の措置を講じる必要があることから、条例改正をお願いするものとなっております。

職員の定年引上げを目的としたこの議案第2号の条例改正とともに、この後説明させていただきます議案第3号、給与条例改正及び議案第4号、関係条例の整備に関しまして、構成3市においては、筑西市が9月22日議会定例会、桜川市が12月16日議会定例会、結城市においては12月20日の議会定例会において、各条例の改正案を上程し、可決されております。

改正概要ですが、主な改正点は5つとなります。まず、1点目は、令和5年度から職員の定年を2年に1歳ずつ段階的に引上げ、65歳とするものです。

2点目としましては、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制を導入するものであります。

3点目としましては、定年前再任用短時間勤務制を導入するものとなっております。

4点目です。情報提供及び意思確認制度を導入するものとなっております。

5点目は、現行の再任用制度を廃止し、経過措置といたしまして、暫定再任用制度を設けるものとなっております。

なお、改正文につきましては、上位法の改正に従ったもの、また構成3市の条例改正と同様に、条文を整備する内容となっております。

議案第2号についての説明は以上となります。

続きまして、議案第3号となります。議案第3号 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について説明させていただきます。2、3ページをお開き下さい。本案の改正は、議案第2号の職員の定年引上げに伴い、60歳以降の職員の給与等について、国家公務員の取扱いに準じた措置を講ずるため、条例改正をお願いするものとなっております。

主な改正点は2つ。1点目は、60歳に達した職員の給料を60歳前の給料の7割水準とするものです。

2点目については、再任用制度が廃止され、新たに定年前再任用短時間勤務制が導入されることから、文言等の修正を行うものです。

本案の改正文につきましても、上位法の改正に従ったもの、また構成3市の条例改正と同様に、条文を整備する内容となっております。

以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第4号となります。筑西広域市町村圏事務組合職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明させていただきます。2、3ページをお開き下さい。本案についても、議案第2号 筑西広域市町村圏事務組合職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う関係条例を整備するための条例となっております。

まず、第1条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例改正となりまして、地方公務員法の一部改正に伴い、引用する条項や文言等を整備するものとなっております。

第2条は、職員の育児休業等に関する条例改正で、育児休業や育児短時間勤務をすることができない職員について、役職定年制の特例が適用される職員を追加するとともに、地方公務員法の一部改正に伴う条項等の整備を行うものとなっております。

3ページの第3条については職員の降給に関する条例改正で、役職定年制による降任や定年引上げに伴う降給等に対応するため、規定を整備するものとなっております。

本案についても上位法の改正に従ったもの、かつまた構成3市の条例改正と同様、関係条例の整備をする内容となっております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（津田 修君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（津田 修君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本3案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（津田 修君） ご異議なしと認め、逐条採決いたします。

まず、議案第2号 筑西広域市町村圏事務組合職員の定年等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（津田 修君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（津田 修君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 筑西広域市町村圏事務組合職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（津田 修君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（津田 修君） 次に、日程第6、議案第5号 令和5年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算を上程いたします。

直ちに説明を求めます。

早瀬事務局長。

[事務局長 早瀬道生君登壇]

○事務局長（早瀬道生君） 議案説明に先立ちまして、予算書の形等についてご案内させていただきます。

予算書の形が縦から横に変わりました。これは、予算書を出力する財務会計システムのベンダーが変更になったことによるものでございます。また、予算書と一緒に送付させていただきました予算概要書につきましては、令和5年度歳出予算を抜粋したものとなりますので、事業の目的や事業の概要について記載したものとなります。後ほどの歳出予算説明において使用させていただければ幸いに存じます。

では、お手元の資料、令和5年度筑西広域市町村圏事務組合予算書をご覧ください。表紙から4枚おめくりいただき、1ページをお開き願います。

議案第5号 令和5年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算。

令和5年度筑西広域市町村圏事務組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ73億933万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年2月9日提出となります。

恐縮ですが、2枚ほどお戻りいただきまして、上のページ、予算書総括表をご覧ください。令和5年度予算総括表です。予算額73億933万8,000円、前年度予算額101億4,414万1,000円、前年度と比較いたしますと28億3,480万3,000円、27.9%の減となっております。減額の要因としましては、ごみ処理施設基幹的設備改良事業によるところが主なものとなっております。

その下になります。分賦金負担割合となっております。こちらについては、前年度同様となります。

下のページをご覧ください。令和5年度分賦金一覧表となります。表の下から4段目、太線枠内、組合合計をご覧ください。上段と下段で前年度の対比ができるようになっております。結城市は14億422万9,000円で5.5%の減、筑西市は29億4,725万8,000円、4.9%の減、桜川市は11億6,903万7,000円で3.7%の減額となっております。

では、またページ飛びまして、次に議案書4ページのほうをお願いいたします。第2表、地方債となっております。目的別に3件ほどあります。

まず、ごみ処理施設基幹的設備改良事業債は、環境センターごみ焼却施設の基幹的設備改良事業に関わるもので、限度額1億8,970万円。次に、消防車両購入事業債は、限度額1億1,450万円。最後に、桜川消防庁舎建設事業債ですが、限度額は4億1,830万円となっております。

次に、7ページをお開き下さい。歳入歳出事項別明細書、2、歳入です。款1項1分賦金、目1議会総務費分賦金、予算額2億9,950万9,000円、前年度比3,184万8,000円の減額となります。

次に、目2公園費分賦金、予算額1,123万3,000円、前年度比306万5,000円の減。

次に、目3衛生費分賦金、予算額21億8,827万4,000円、前年度比3億9,831万6,000円の減額となっております。主な要因としましては、説明欄3のごみ処理施設基幹的設備改良事業費で、工事費が減額したことによるものです。

目4消防費分賦金、予算額30億2,150万8,000円、前年度比1億5,411万8,000円の増額です。増額の要因としましては、歳入で繰越金4,422万3,000円を減額、組合債においても5,390万円減額、しかしながら歳出の人件費において6,752万2,000円の増額によるものとなっております。

次に、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1総務手数料、節1筑西遊湯館使用料、予算額5,457万8,000円で前年度比130万7,000円の増額です。

次に、目2公園使用料、節1県西総合公園使用料、予算額205万円、前年度比29万3,000円の増額でございます。これらは、いずれもコロナによる外出自粛規制等は令和5年度は実施されない見込みと判断し、増額とさせていただきます。

次に、衛生使用料、予算額3,200万9,000円で、前年度比339万4,000円の減額です。これについては、節1の排水施設使用料、こちらが令和4年9月に環境センター隣の使用者が破産となりまして、その事業を引き継ぐ会社が現れたのですが、その会社が事業規模を縮小したことによりまして、排水量そのものが減少したことにより、減額となっております。

次に、款2 使用料及び手数料、項2 手数料、目1 衛生手数料、予算額3億425万2,000円、前年度比424万6,000円の減額です。これは、説明欄2の事業系ごみ処分手数料が、搬入量減によるところが要因となっております。

次に、目2 消防手数料、予算額418万2,000円、前年度比18万2,000円の増額です。

8ページをお願いします。上から2番目の表をご覧ください。款3 国庫支出金、項1 国庫補助金、目1 衛生費国庫補助金、予算額2億203万9,000円、前年度比12億2,399万8,000円の減額です。これは、ごみ処理施設基幹的設備改良事業費の減額によるものとなっております。

次に、款4 県支出金、項2 県委託金、目1 県西総合公園委託金、予算額3,400万4,000円は、県からの指定管理委託料で、前年度と同額となっております。

次に、款5 財産収入、項1 財産運用収入、目1 財産貸付収入、予算額92万4,000円は、環境センターの土地貸付収入で、前年度と同額となっております。

次に、款6 項1 目1 繰越金、予算額3億730万1,000円、前年度比8,203万5,000円の増額となっております。主な要因としましては、環境センターの工事等が、世界情勢の悪化やコロナによる部品等の調達ができずに、執行できなかったことが1点。それに加え、実際に施工する内容そのものも見直し、また契約差金等が発生しましたので、それらを合わせ約1億8,000万円が繰越しになったことが主なものとなっております。

次に、款7 諸収入、項1 目1 組合預金利子、予算額1万円は、銀行の普通預金利子で、前年度と同額となっております。

続きまして、9ページをお願いいたします。款7 諸収入、項2 目1 雑入、予算額1億2,496万5,000円、前年度比937万1,000円の減額です。これは、右の説明欄35番の環境センターごみ処理施設の鉄くず等売却代、こちらが368万1,000円減額となっております。それともう一点、36番、メタル売却代、こちらが598万5,000円減額となっております。これら2つを合わせて966万6,000円が減額になったところが大きいところです。これらは数量と単価の見直しによるものです。

続きまして、ごみ処理施設売電料は、逆に451万7,000円増額させていただきました。

そして、ページを返していただき、消防本部の70、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会負担金、こちらは388万4,000円の減額、こういったものが主なものとなっております。

そうしまして、上から2番目の表をご覧ください。款8 項1 組合債、目2 衛生費、予算額1億8,970万円、前年度比13億4,460万円の減額でございます。これは、ごみ処理施設基幹的設備改良事業費が令和5年度は減額となるため、起債についても減少させていただいたものです。

次に、目3 消防債、予算額5億3,280万円、前年度比5,390万円の減額です。こちら事業費の減額に伴い、減少となります。

以上で歳入についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、ここから歳出について説明させていただきます。11ページをお願いいたします。3、

歳出です。款 1 項 1 目 1 議会費、予算額189万円、前年度比は 2 万円の増額です。

次に、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、予算額 1 億2,242万5,000円、前年度比1,392万6,000円の増額です。増額の要因としましては、説明欄、職員給与関係経費、節の18となりますが、この負担金補助及び交付金において、筑西市負担金を計上したことが主なものとなっております。

次に、12ページをお願いします。下段の目 3 筑西遊湯館費、予算額 1 億8,463万3,000円、前年度比1,246万1,000円の増額です。要因としましては、筑西遊湯館管理運営費の節10需用費ですが、電気料高騰により、光熱水費の増額が主なものとなります。

13ページをお願いします。下段の款 2 総務費、項 2 目 1 監査委員費、予算額17万7,000円、前年度比 4 万円の増額です。

次に、14ページをお願いします。款 3 土木費、項 1 公園費、目 1 県西総合公園費、予算額7,273万2,000円、前年度比423万1,000円の増額です。増額の要因としましては、説明欄、県西総合公園管理運営費の節10需用費において、電気料高騰により、光熱水費を360万円ほど増額させていただいたもの。そして、節の17備品購入費において、26年経過した公用車を更新するため、140万円ほど計上させていただいたものによるものです。

続きまして、下段の款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 2 病院群輪番制事業費、予算額2,806万6,000円、前年度比12万8,000円の増額です。これは、筑西広域圏内 4 病院の病院群輪番制事業となっておりますが、令和 6 年、来年となりますけれども、それがうるう年のために、夜間と休日の日数が、夜間については365から366日、休日は72から73日、このように 1 日ずつ多くなることによるものとなっております。

次に、15ページをお願いします。上段の款 4 衛生費、項 2 清掃費、目 2 し尿処理施設費、予算額 1 億7,031万9,000円、前年度比7,987万6,000円の減額です。これは、各槽整備事業による防食塗装工事、これが令和 4 年度で完了したことから、今年度は減額させていただきました。

○議長（津田 修君） 2 番、風野和視君、出席いたしました。

○事務局長（早瀬道生君） 続けさせていただきます。

次に、目 3 ごみ処理施設費、予算額19億9,792万4,000円、前年度比 1 億5,597万3,000円の増額です。要因としましては、説明欄のごみ処理関係経費の需用費において、薬品や燃料費、電気料の高騰によるもの、そしてページを返していただきますが、16ページ、節の12におきまして、ごみ処理施設運転管理と焼却灰運搬及び処分、これらが増額となったことによるものとなります。

次に、下段の目 4 基幹的設備改良事業費、予算額 7 億9,604万8,000円、前年度比30億2,641万2,000円の減額です。要因としては、17ページの説明欄上段のごみ処理施設基幹的設備改良事業で、工事が順調に進捗したことのほか、ごみの外部搬出事業の処理量が令和 4 年度と比べ大幅に減少したこと、これが減額の要因となっております。

次に、下段の款 4 衛生費、項 3 火葬場費、目 1 きぬ聖苑費、予算額 1 億7,664万円、前年度比2,129万

2,000円の増額です。増額の要因としましては、きぬ聖苑の管理運営費、この中の節10需用費で、何回か申し上げたところなのですが、燃料費、電気料、この価格等の高騰によるものとなっております。

続きまして、ページを返していただき、18ページをお願いします。節12の委託料、そして節14工事請負費、これの維持補修工事ですか、これらも増額となっておりますので、併せてお伝えしておきます。

続きまして、同ページの中段、款5消防費、項1消防費、目1消防総務費、予算額28億2,182万円、前年度比1億4,622万4,000円の増額です。要因としましては、職員給与関係経費と消防運営事務費、消防車両購入事業、これらの増額が主なものとなっております。

続きまして、20ページとなります。説明欄、消防車両購入事業、支援車Ⅲ型と高規格救急自動車の購入ですが、令和4年度計上の水槽付消防ポンプ車と令和5年度計上の支援車Ⅲ型の価格差分が増額となっております。

次に、目3消防庁舎建設費、予算額5億5,802万1,000円で、前年度比8,492万7,000円の減額です。これは、説明欄、桜川消防署庁舎建設事業の減額が主なものとなっております。継続費の年割額が、令和4年度は40%、5年度は30%となっております、その差額分を減額したものです。そのほかに桜川消防署解体事業で実施設計業務640万円も計上しております。

次に、中段の款7項1公債費、目1元金、予算額3億5,613万3,000円、前年度比765万2,000円の減額です。これは、説明欄、地方債償還元金で、建設債が本年の5月で完済、そして筑西消防署建設債及び用地債、これが令和4年度で完済となることから減額となりました。しかしながら、し尿処理施設費とごみ処理施設費における令和2年度債と3年度債の償還、これらが開始となります。そして、そういったものを合わせて、最終的に差引きは減額となっております。

次に、21ページをお願いします。目2利子、予算額2011万円、前年度予算比976万7,000円の増額です。これは、清掃債：ごみ、消防債の増額が主なものとなっております。

次に、下段の款8項1目1予備費、予算額240万円で、これは前年度と同額となります。

以上が予算書についての説明となります。

続きまして、送付させていただきました令和5年度予算概要書を基に、新規事業等について改めて説明させていただきたいと存じます。

令和5年度予算概要書の5ページをお開き下さい。公用車購入ですが、これは予算書の歳出でも説明したのですが、県西総合公園管理運営費の節17の備品購入費において、納車後26年を経過したライトバン、バンタイプの車両を今回軽貨物車に更新するものとなっております。予算計上額は140万円となっております。

次に、7ページをご覧ください。し尿処理施設のモニタリング調査業務となります。新規の計上です。その前のページのし尿処理施設包括運転維持管理業務において、その業務計画書等に基づきまして運営管理が適正に実施されているか、こういったところを業務記録や運転データ、また各種報告書にお

いて内容を確認するものとなっております。予算計上額は300万円となっております。

次に、11ページをご覧ください。ごみ処理施設基幹的設備改良事業となります。令和3から5にわたる5年間の継続事業ですが、5年度は継続費3年目となっております。予算額は4億1,457万1,000円となり、内訳については、まず工事費が3億9,996万円、そして施工管理が1,479万1,000円となっております。

続きまして、13ページをご覧ください。きぬ聖苑の案件となります。エアーハンドリングユニット更新工事ですが、これは令和3年度に更新した冷温水発生機、これらが発生する能力をより効率的に施設内に供給することによって、会葬者に快適な環境を提供するために、今回計上させていただいたものでございます。予算計上額は3,800万円となっております。

16、17ページをお開き下さい。消防車両購入事業ですが、消防車両の更新計画に基づきまして、マイクロバスの更新と川島分署の高規格救急車を更新するものとなります。

まず、マイクロバスの更新は、支援車Ⅲ型の車両を購入するものとなっております。この支援車については、大型バスをベースとしたものとなりまして、山火事や産業廃棄物消火に長時間かかるような案件、また水難事故等の自然災害等長時間災害活動の応援に使用するもの、また学校や多くの人数が集まる場所での熱中症やバスの事故、そういったときの多数の傷病者救護に使用することを想定した車両となっております。また、高規格救急車については、川島分署の車両を更新するものとなっております。

予算計上額については、合わせて1億3,125万8,000円となり、内訳は、支援車についてが8,990万2,000円、高規格救急車が4,135万6,000円となっております。これらについては、起債充当率90%、一般財源10%で見込んでございます。また、いずれの車両も緊急消防援助隊の補助金交付申請をしております。決定となりますと補助金の交付対象となるものであります。

続きまして、次ページ、18ページの桜川消防署庁舎建設事業は、3か年事業の2年目となります。予算計上額は5億5,162万1,000円となっております。

最後となります19ページをご覧ください。桜川消防署解体工事ですが、令和6年度の桜川消防署新庁舎竣工に伴う現桜川消防署及び大和分署の解体設計業務委託費を計上しております。計上額は640万円となっております。

以上で議案第5号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（津田 修君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（津田 修君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（津田 修君） ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第5号 令和5年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（津田 修君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（津田 修君） 次に、日程第7、閉会中の継続審査の申し出についてを上程いたします。

本件につきましては、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員会委員長から継続審査の申出があったものであります。

お諮りいたします。本件について、委員長の申出のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（津田 修君） ご異議なしと認め、委員長の申出のとおり決しました。

◎閉会の宣告

○議長（津田 修君） 以上で、今定例会に付託されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和5年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

閉 会 （午後 2時13分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和5年2月9日

議 長 津 田 修 ⑩

署 名 議 員 石 嶋 巖 ⑩

署 名 議 員 安 藤 泰 正 ⑩